

かたくり温泉「ぼんぼ」の利活用に関する サウンディング（対話型市場調査）実施要領

令和4年12月26日
鶴岡市朝日庁舎市民福祉課

1. 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和4年11月30日で営業終了となった、かたくり温泉「ぼんぼ」源泉の利活用の可能性、事業のアイデア、事業採算性等について、民間事業者からの意見・提案を求め、実施するものです。

(2) 背景・経緯について

- かたくり温泉「ぼんぼ」（以下「ぼんぼ」という。）については、平成5年度に温泉を活用した地域住民の健康増進を目的に旧朝日村が整備した日帰り温泉施設です。
- 「ぼんぼ」は、平成29年3月市議会定例会において、行政財産としての用途を廃止しました。平成29年4月より地元住民で組織する、かたくり温泉ぼんぼ管理運営組合（以下「運営組合」という。）が管理運営を行ってきました。
- 市では、施設管理費として、光熱水費相当額を負担してきました。
- 運営組合では、入浴料を主な収入源として運営を行ってきましたが、コロナ禍による利用客の減少に加えて原油や物価の高騰で経営が圧迫され、赤字の解消が見込めないことから運営継続は困難として、令和4年11月30日をもって温泉営業を終了しました。

2. サウンディングについて

サウンディングとは、利活用の発案・検討段階において、民間事業者に広く意見・提案を求め、対話を通じて参画意欲や活用方法、実現可能性、活用にあたっての課題、参画しやすい条件等を把握するための調査です。

3. 期待される効果

[民間事業者のメリット]

- 現状を詳しく知ることができ、収益性、投資規模、必要整備、使い勝手等が把握できます。
- 事業参画の検討にあたって市の考え方を確認でき、また、市に事業者としての意見を伝えることができます。

[市のメリット]

- 民間事業者のニーズやアイデアを聴くことにより、市場性を把握することができます。
- 民間事業者のノウハウを活かした実現可能性の高い利活用案を幅広く検討できます。

4. 利活用に当たっての基本的な考え方

(1) 期待される活用方法

地域住民及び市民の健康増進、地域振興に資する温泉入浴事業及び自主事業とします。

(2) 財産処分

市は、民間事業者への普通財産の貸付を予定しています。

貸付期間等は、提案を求めます。

(3) 利活用に要する費用

- 原則、民間事業者の負担とします。

5. 対象施設の概要 [資料1 施設概要書を参照]

6. スケジュール

実施要領の公表	令和4年12月26日(月)
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和5年1月13日(金)
現地見学会・説明会の開催	令和5年1月20日(金)
サウンディング参加申込期限	令和5年1月27日(金)
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和5年2月3日(金)
サウンディングの実施	令和5年2月6日(月)～2月13日(月)
実施結果概要の公表	令和5年3月

7. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

源泉利活用の検討の意向がある法人又は法人のグループ、団体

(2) サウンディングの項目

- ① 利活用のアイデア（ア. 温泉入浴事業 イ. 自主事業）について
- ② 市に期待することについて
- ③ 利活用の参画意向について

8. サウンディングの手続

(1) 現地見学会・説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、別紙1の「現地見学会・説明会参加申込書」により、期日までに下記申込先へ、電子メールにて御連絡ください。なお、件名を【現地見学会参加申込】としてください。

① 申込受付期間

令和4年12月26日(月)～令和5年1月13日(金)17時

※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます。

- ② 申込先
 - 1 1. 問合せ先のとおり
- ③ 見学会開催日時
 - 令和5年1月20日(金)10時
- ④ 会場
 - かたくり温泉「ぼんぼ」

(2) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙2の「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へEメールにてご提出ください。

- ① 申込受付期間
 - 令和5年1月20日(金)～1月27日(金)17時
- ② 申込先
 - 1 1. 問合せ先のとおり

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。

(4) サウンディングの実施

- ① 実施期間
 - 令和5年2月6日(月)～2月13日(月)
 - ※実施日時は、参加申込者と個別に調整します。
- ② 所要時間
 - 1時間程度
- ③ 会場
 - 鶴岡市朝日庁舎 4階
 - 〒997-0492 鶴岡市下名川字落合1番地
- ④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計10部ご持参ください。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

9. 留意事項

(1) 参加及び提案の取り扱い

今回提案いただく事業内容については、利活用に関する事業者公募等を行う場合、応募条件等を整理するうえでの参考とさせていただきますが、条件等に必ず反映されるものではないことに併せ、今回のサウンディング調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりませんのでご承知おきください。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただきますことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、参加の対象者として認めないこととします。

- ① 役員等（参加の対象者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは対象者となる事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

10. 別紙・参考資料

資料1 施設概要書

別紙1 現地見学会・説明会参加申込書

別紙2 エントリーシート（対話申込書）

11. 問合せ先

鶴岡市朝日庁舎市民福祉課 担当：小野寺保則

電話：0235-53-2115（334）

Mail：as-shiminfukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp